

## 【臨時福祉給付金】

■**給付対象者**（条件すべてに該当する方が対象となります。）

○平成26年1月1日において、有田川町の住民基本台帳に登録されている方

○平成26年度市町村民税（均等割）が課税されない方

ただし、次の①②に該当する場合は対象外となります。

①ご自身を扶養している方が課税されている場合

②生活保護を受給されている場合

■**給付額**／給付対象者1人につき1万円

※給付対象者の中で下記に該当する方は、5千円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

## 【子育て世帯臨時特例給付金】

■**支給対象者**／左記の条件をすべて満たした方が対象です。

・平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者

・平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

■**支給児童**／平成26年1月分の児童

手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※平成26年1月1日出生児も対象ただし、下記に該当する場合は対象外となります。

○臨時福祉給付金の対象者である場合

○生活保護を受給されている場合

### ■支給額

対象児童1人につき10,000円

### ■申請方法について

・申請先／基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

・申請受付時期／申請受付は平成26年7月頃を予定しています。

■**注意!**「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報情報の搾取」にご注意ください。

●役場や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●役場や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の給付の為に、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

●現時点で、役場や厚生労働省など

が住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。※ご自宅や職場などに役場や厚生労働省などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や警察署に御相談ください。

■**問い合わせ**／金屋庁舎やすらぎ福祉課

## 後期高齢者医療制度の保険料率改定

この度、和歌山県後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料率が決定しましたのでお知らせします。

なお、所得の少ない方などには、従前どおり、均等割額、所得割額が軽減されます。さらに、均等割額2割・5割軽減の対象が拡充されます。

被保険者の方々への保険料の通知は、所得等による軽減計算をした後に、7月頃、役場から郵送させていただきます。

○**保険料率（年額）**

平成26・27年度

均等割額 44,730円

所得割率 8.55%

参考：平成24・25年度

均等割額 43,271円

所得割率 8.28%